

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示 (循環型社会推進課) 一
- 生活保護法による医療機関の廃止の届出 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (同) 二
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(二件) (農林水産経営支援課) 三
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 三
- 道路の供用開始(二件) (同) 四
- 都市計画事業の認可 (都市計画課) 四
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等について 選挙管理委員会 五
- 宮城県告示第四百四十八号 使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部

告 示

を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の一部を改正する告示

使用済自動車等の解体業又は破砕業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十六年宮城県告示第八百三十七号)の一部を次のように改正する。

別紙1第1の1の(2)の二を次のように改める。

別紙1第1の1の(3)に次のように加える。

別紙1第1の1の(3)に次のように加える。

別紙1第1の1の(3)に次のように加える。

別紙1第1の1の(3)に次のように加える。

この告示は、平成二十七年二月二十日から施行する。

○宮城県告示第四百四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こせき皮膚科クリニック	名取市愛の杜二一〇一六	平成二十七年一月一日
吉岡QQクリニック	黒川郡大和町吉田字高田東十一	平成二十六年一月一日
やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字下田中二十五	平成二十七年一月一日
槻木皮膚科クリニック	柴田郡柴田町槻木上町一五十八	平成二十七年一月一日

○宮城県告示第五百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
こせき皮膚科クリニック	名取市愛の杜二一〇一六	平成二十六年十二月三十一日
吉岡腎・循環器科	黒川郡大和町吉岡字天皇寺百八十三一七	平成二十六年五月三十一日
やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五	平成二十六年十二月三十一日
槻木皮膚科クリニック	柴田郡柴田町槻木上町一〇一五十八	平成二十六年十二月三十一日

○宮城県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
財団法人佐藤病院	大崎市古川中里一三〇一十八	平成二十六年四月一日
財団法人片倉病院	大崎市古川浦町一三三七	平成二十六年四月一日
一般財団法人片倉病院	大崎市古川浦町一三三七	平成二十六年四月一日
松永眼科	名取市小山二一三二二六	平成二十七年一月十三日

変更後

名取市大手町三一五七七三一一

○宮城県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
中嶋外科医院	石巻市立町二一六一二二	平成二十七年一月二十日

○宮城県告示第百五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三八一	平成二十七年二月一日	平成三十年一月三十一日
医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	仙台市泉区七北田字駕籠沢 一五	平成二十七年二月十五日	平成三十年二月十四日

○宮城県告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇五〇〇四七四	事業所の名称及び所在地	短期入所ほっぷ 気仙沼市本吉町登米 一〇五番地一	指定障害福祉サービスの種類	短期入所	設置者名	特定非常利活 動法人セミナ イレ	指定年月日	平成二十七年 二月一日
〇四一二六三〇〇五五	生活介護つなぐ利府 宮城郡利府町花園一 丁目二一〇番地二	生活介護	株式会社春幸 会		平成二十七年 二月十六日				

○宮城県告示第百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 石巻市東 部支所の 地区）	区分	総トン数十 トン未満の 漁船 によりラン プ 網を使用して 小女子をと ることを目 的とする漁 業	届出年月日	平成二十七年 二月三日	発起人の住所及び氏名	石巻市竹浜字竹屋鋪九 阿部輝喜 石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷四 平塚 正	漁業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定す る漁業	特定第二 号 漁業者数	十人
----	---	----	--	-------	----------------	------------	--	-------	---	-------------------	----

○宮城県告示第百五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区 域（宮城 県漁業協 同組合の 石巻市東 部支所の 地区）	区分	総トン数十 トン未満の 漁船	届出年月日	平成二十七年 二月三日	発起人の住所及び氏名	石巻市牧浜字牧屋敷十 四一 阿部 悟	漁業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 二条に規定す る漁業	特定第二 号 漁業者数	五人
----	---	----	----------------------	-------	----------------	------------	--------------------------	-------	---	-------------------	----

同組合の 石巻市東 部支所の 地区）	によりラン プ 網を使用して 小女子をと ることを目 的とする漁 業	石巻市狐崎浜字鹿立屋 敷十一 平塚 房雄	令第二百九十 三号）第六十 二条に規定す る漁業
-----------------------------	--	----------------------------	-----------------------------------

○宮城県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
石巻市雄勝町雄勝字下雄勝一八の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 二 解除予定保安林の所在場所
石巻市雄勝町雄勝字下雄勝二の二（次の図に示す部分に限る。）、一八の一、一八の三、
五七
- 三 解除の理由
道路用地、公共住宅用地及び公共施設用地とするため
- 四 解除の理由
土砂の崩壊の防備
- 五 解除の理由
道路用地、公共住宅用地及び公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
岩沼市押分字須加原二二九番一地先から 同市押分字八反田無番地先まで		前 A	後 B	七・八 三三・七	九・七 二八・九	七六〇・二	八二五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	前 A	九・七 七四・〇	七・八 三三・七	八四六・〇				

○宮城県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 東和登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
登米市登米町大字日根牛字小川向八番八地先から 同市登米町大字日根牛字小川向四番一四地先まで		前 A	後 B	四・七 九・二	四・七 九・二	一三三・九	一三三・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
後 B	前 A	二・〇 一〇・二	四・七 九・二	一三三・九				

○宮城県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市登米町大字日根牛字小川向八番八地先から 同市登米町大字日根牛字宿一番五地先まで	平成二十七年 二月二十日

○宮城県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市登米町大字日根牛字阿羅田二番一地先から 同市登米町大字日根牛字宿一番五地先まで	平成二十七年 二月二十七日

○宮城県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十七年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画道路事業
 - 2 名称 三・四・百十三号矢本門脇線及び三・二・二号門脇流留線
- 二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県東松島市大曲字横沼、字新田、字新沼、字西田、字寺沼、字上納、字上納前並びに石巻市門脇字元明神地内

2 使用の部分

なし

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二社会福祉法人宏恵会特別養護老人ホームムリーフ鶴ヶ谷の項の次に次のように加える。

介護老人福祉施設田子のまち

同 市宮城野区田子字富里一五三番地

別表第二ニチイケアセンター仙台若林の項の次に次のように加える。

アースサポートクオリア仙台大和町

同 市若林区大和町五丁目三〇番地二五号

アースサポートクオリアパーソナル仙台大和町

同 市若林区大和町五丁目三〇番地二五号

附 則

この告示は、平成二十七年二月二十日から施行する。